

令和8年度

保育所(園)・認定こども園・幼稚園 入所・入園の申し込み受付期間のご案内

利用申請受付期間

12月1日(月)から15日(月)まで(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

休日申請窓口

開設日時 12月7日(日) 午前10時から午後2時まで

開設場所 こども保育課

令和8年4月1日より保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定分)、幼稚園・認定こども園(1号認定分)、泰地保育所(特別利用保育分)への入所(園)希望者を対象に、12月1日(月)から15日(月)までの期間、新規利用申請を受け付けます。

詳細については、11月17日(月)よりこども保育課、学校課、市内各保育施設などで配布する入園案内および同日に市ホームページへ入園案内の掲載を予定していますので、ご確認ください。

なお、各園の募集状況に関しては広報こまつしま12月号(12月5日発行)および市ホームページにて12月1日に公開します。

■特別利用保育について

「特別利用保育」とは、1号認定子ども(3歳以上児で保育の必要性のない子ども)が例外的に保育所から受ける保育のことをいいます。令和8年度は南小松島幼稚園の4歳児募集停止に伴う措置として、泰地保育所にて4歳児のみ特別利用保育の受付を行います。

問 ● 保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定分)
市こども保育課

(横須町1番1号 市役所1階⑩番窓口)

☎32・3818 / FAX32・3738

✉ hoiku@city.komatsushima.

i-tokushima.jp

● 幼稚園・認定こども園(1号認定分)、
泰地保育所(特別利用保育分)

市教育委員会 学校課

(小松島町字新港9番地の19 教育庁舎2階)

☎32・3811 / FAX33・3540

✉ gakkou@city.komatsushima.

i-tokushima.jp



11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

令和7年度キャンペーン標語『知らせようあなたがあの子の声になる』

児童虐待は年々増加の一途をたどっており、令和6年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は1,201件で過去最多となりました。子どもたちの笑顔を守るためにできることを、一緒に考えてみませんか。

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え、自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によって「しつけ」を行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに対して行う行為で、子どもの心や体を傷つけ健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わりの全てを含みます。

保護者がいくら育児に一生懸命で、子どもをかわいいと思っていなくても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば「虐待」です。

身体的虐待 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる など

性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト(養育の拒否) 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない など

心理的虐待 言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう など

児童虐待の疑いを感じたら… **まずは連絡** してください。

● 児童相談所虐待対応ダイヤル 189(いちはやく)

お近くの児童相談所につながります。(24時間365日通話料無料)

● 小松島警察署 ☎32・0110



問 市子育て応援課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・2114 / FAX32・3738

✉ kosodate@city.komatsushima.i-tokushima.jp